

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaisushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

旬刊 社会通信

NO. 1301 二〇一九年十二月一日号

〈もくじ〉

■巻頭言■

学習会をつくろうよ

ぼくたちの学習会『共産党宣言』

蓑輪 泰臣：2

福島原発の汚染水と小泉環境相

原野人：3

労使協調、そして新しい産業報国会へ

―連合方針について―

滝野 忠：5

混迷の度を深める「普遍主義」(二)

佐々木一雄：7

憲法第二十五条と資本家の基本的人権

日弁連は「普遍主義者」か？

読者からのおたより

・・・・・・・・・・13

二〇一九年十二月一日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

学習会をつくるうよ

ぼくたちの学習会『共産党宣言』

『共産党宣言』（岩波文庫）の学習会は楽しく愉快にすすんでいます。今日の学習会は48頁5行目から50頁の3行目までの2頁。まず読み合わせ、報告者がレポートをつくり報告し、議論が始まります。『宣言』は小さな本、というよりパンフレットですが、古今東西の歴史がぎっしりと圧縮され詰まっています。用語、一つ一つの言葉の概念もかんたんではありませんから、予習は絶対必要です。

この2頁の流れは、生産手段の発展（機械化・近代化）の過程―近頃の風潮は機械化を複雑にわかりずらく、労働者をごまかすためにITだAIだIOTだのと使われていますが、単純にすれば機械化ですよーでの労働の単純化で、婦人、子ども、年寄りたちが労働者とされ、彼らが労働力商品としてどのように搾取されていくかを鮮明に説明しています。

今の私たちを見てわかるように、労働力を売ることができて、はじめて賃金をもらうことができるのは、疑う余地もない事実です。生産力の発展は労働を軽視し、仕事は楽になるのか、そうはならない。『宣言』は、「機械装置の拡張や分業によつて、あらゆる独占的性格を、したがってまた、労働者にとつてあらゆる魅力を失った。労働者は機械の単なる付属物となり、こういう付属物として、ただもつとも単純な、もつとも単調な、もつともたやすく修得できることを要求されるだけである」（48頁）と、現代社会の労働者の働かせざまを、正確に綿密に描いています。その秘密は唯物史観という世界観なんでしょうね。

ぼくはJR東海の元運転士、『宣言』のこの思想は、新幹線の技術発展から見ていけば、おのずと明らかになる、とこう報告しました。

「0系は、二人乗務、210キロ運転、コンピュータシステムが追い付かないので、運転士の知識、技術力に頼る。運転しているとの思いがあり、誇りを持つての仕事ができた。賃金も運転士の手当てには魅力があった。

300系はコンピュータシステムの導入により、一人乗務と化した。より正確なシステム導入により、運転技術も機械に頼る傾向に傾く。速度アップ（270キロ）は、必然的に乗務キロを伸ばすことに成功している。運転士の乗務密度が高まった。

N700系は、さらに速度アップで285キロ、よりコンピュータシステムが発展し、だれにでもできる仕事となった。

システムの近代化は、ICカードのように、機械が運転士を管理するようになってきた。より精密に運転士の乗務記録を把握することができ、この活用により異常な労務管理に使われるようになってきた。女性運転士も増えていき、機械化の波は、プロ意識をなくしていった。

逆に、スピードアップと、高性能の近代システムは、新幹線の1時間当たりの本数を数倍に増やすことに成功した。そのことは、順に、運転士への15秒範囲を

強要することとなってきた。精神的疲労度、肉体的疲労度が増してきた。車掌端末の近代化は、長年の経験を必要としなくなってきた。そのことにより、運転士が車掌を兼ねる作業形態が導入されてきた。」
(荻輪 泰臣)

福島原発の汚染水と小泉環境相

福島第一原発の敷地狭しと増え続ける汚染水を、原子力規制委員会の更田委員長は希釈して海洋放出するようにと号令をかけている。ここでも規制委員会なるものが原子力推進委員会であり、独占資本のための国家機関であることを露わにしている。真実が分ってくるほどに放出には反対の声が強まるのは当然である。

彼等や東電はこれを汚染水ではなく、処理水とよばせる。含まれる高レベルトリチウムは無害物質であるとする。しかしトリチウム（三重水素）は水素と同じ性質で水になっているので、人体のあらゆるところに入りし、各臓器の細胞やDNAにベータ線を内部照射するので、生物学者や医学者の中には、がんや異常児の発生が増えることを懸念する人が多い。これを何の心配もないとするのは、原子力マフィアに取り込まれた諸君である。希釈して海洋放出すれば済むなどとするのは、福島第一の汚染水とトリチウムの絶対量の多さを隠すものである。しかも放出する前にいかに希釈しようとも絶対量は不変である。

かねてから指摘してきたように、この汚染水には他の放射性物質が相当に残っているタンクが多い。東電自身もストロンチウム90やヨウ素129等々の残存を認めている。これらを除去すべきことは言うまでもない。

東電によると汚染水はすでに116万トンに達し、敷地内にタンクを増設しても137万トンまでであり、3年後の2022年夏には満杯となる。日に170トン程度増えるという。先ずすぐに着手すべきは、当初から指摘しているように、地下水が格納容器地下に侵入することを止めるために、完全な遮水壁を作ることである。これによつて初めて170万トンの汚染水の発生を止めることができる。「凍土法」では十全な遮水はできないと我々が指摘していたのに、東電は「凍土壁」づくりで時間と金を浪費し、大量の汚染水を作ってしまった。

地下水の侵入をなくすれば、完全循環水冷却方式に切り替えることができるし、いずれ窒素冷却方式や空冷方式に移行もできる。

これも当初から指摘してきたように、労働者の被曝を軽減し、放射性物質の環境中へのこれ以上の拡散を防ぐためにも、核燃料デブリなどは無理して取り出すのではなく、ここに閉じ込めてしまう方が良い。「全面解体撤去方式」を唯一の「廃炉方式」かのように決めて、建設時以上の大いなる儲け策としたい原子力マフィアの意には沿わないが。

汚染水の増加を阻止する前記の方式はとらない場合でも、タンクの増設は第二原発の敷地ならいくらでもできる。原子炉や格納容器の解体などせずに墓標とすれば、使用済み核燃料の貯蔵プールと、その後の空冷式貯蔵施設のほかは広い空き地となる。

第一原発からの配管輸送によって、増設タンクに長く貯蔵できるし、116万トンもこれからの増加分もセメント固化して保管することもできる。

原田義昭前環境相は、この汚染水を「思い切って放出して希釈する他に選択肢はない」と言つてのけたが、小泉進次郎環境相はこの原田発言については「(環境相)の所管外で、個人的な見解」と強調した。しかし小泉氏は原子力防災担当相も兼務する。原子力規制委員長や経産省に対し、福島県民や漁協の意向に沿って放水は禁止すべきことを明確に主張すべきである。ノドグロは大好きだから、一緒に食おうなどと漁民や国民を馬鹿にしたようなことを言っている場合ではない。

福島第一の周辺には汚染土の「中間貯蔵施設」がある。この汚染土は30年以内に県外に運び出されることが約束されている。その最終処分場建設についての政府の対応について聞かれると、「30年後の自分は何歳か。震災直後から考えていた。30年後の約束を守るかどうかの節目を見届けることができる政治家だと思ふ」と答えた。何の答にもなっていない。

国連の気候行動サミットで小泉氏は「環境問題にはセクシーに取り組むべきだ」と語つた。いま気候変動問題で取り組まねばならない課題は大きい。二酸化炭素の排出を早急に減らすことが諸国に課せられている。日本政府は総論で賛成するかに見せながら、実際には欺瞞に満ちている。

国連のグテレス事務総長によると、国連の求めに応じて2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を掲げた国は77カ国となったが、トランプの米国と安倍の日本はこれに含まれていない。

まず原発を全面停・廃止することが急務である。処分しようのない高レベル放射性廃棄物等が累増するからだけではない。核分裂エネルギーの7割は海水を温めるのに浪費され、二酸化炭素より直接的に地球を温暖化させているからである。

原発廃止のためには一時的に石炭火力も必要だったといえる。
しかし日本政府の『エネルギー基本計画』では、2030年で原発20〜22%とし、原発の再稼働を促し、建て替えまで含ませている。他方では石炭を26%として、火力の中でも二酸化炭素の排出量が格段に多い石炭火力を、相変わらず基幹電源と位置づけ、長期的稼働と新增設をも予定している。

潜在的にも実用的にも日本は洋上風力の宝庫であるが、日本独占資本は目先の利潤追求に忙しく、温暖化対策に最も有効なこの自然エネルギーをさっぱり活用しようとしていない。「セクシーに取り組むべき」などと、「言語明瞭、意味不明」な言葉ばかりを発して、世界諸国民を欺いていてよいはずがない。

小泉純一郎氏は首相時代に独占資本のための「構造改革」を推進。派遣法改革で製造業等への派遣を全面的に解禁し、非正規労働者を激増させる。大量破壊兵器のウソでイラク攻撃したブッシュを真っ先に支持。郵政民営化を強行し、過剰ノルマ「恫喝指導」でかんぽ生命保険の不正販売等を招く。流石に原発推進を今は反省しているが、これは倅の人氣浮上のためもあるのではないか。

(原 野人)

労使協調、そして新しい産業報国会へ

― 連合方針について ―

労働戦線の右翼的再編成から30年

労働戦線再編から30年、労働運動、労働者生活になにが起きたか。労働運動の力は弱くなり、生活は絶対的に下がった。

労働再編で連合が生まれた。連合の路線は政策・制度そして生産性3原則を「条理」とする労資協議。労働者の力を引き出さない。権力者は連合を体制―資本主義という生産様式―の「安定装置」とみなす。連合結成時、時の首相は「抱擁したい」と述べたことによっても示される。

労働再編成は1989年、政府・権力は2001年労働省をつぶした。財界は2002年日経連を経団連に吸収した。これは権力者が連合を、「持続的発展」のための「体制維持装置」と考えていることに他ならない。労資関係は階級対立にもとづく闘争から、労資の協調・連帯へ変わった。

連合の主力単産は己の産業・業種の維持・発展を第一とするJCと階級的労働運動に激しい敵意を燃やす旧同盟（ゼンセンや電力総連等）である。

旧同盟路線が前面に

連合第16回大会（10月6〜7日）方針は彼らのイデオロギー（思想・世界観）を表に出した。たとえば、〈連合は、『政治方針』にもとづき一貫して「左右の全体主義」を排し、民意が適正に反映されて、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立」を求めてきた。今日の政治情勢を直視し、もう一度こうした原点に立ち返って、その力を再構築していかなければならない〉

「左右の全体主義」―これはファシズム、社会主義のこと―はだれでもわかる。「ファシズム」と「社会主義」をいっしょにおき批判することが、彼らの反動性をさらけ出す。「健全な議会制民主主義」は少しばかりややっこしい、社会主義批判の対極としての資本主義賛美の言葉である。

連合は運動方針の根っ子にある考え方「連合ビジョン 働くことを軸とする安心社会―まもる・つなぐ・創り出す」を時間をかけつくった。大会方針は運動の基調の考え方を、「国内においては新たな時代に相応しい生産性運動の深化をはかる」と記す。

生産性運動 現代の宗教

「新たな時代に相応しい生産性運動の深化」とはなにか。連合ビジョンはこう解説する。

「生産性とは、なによりも精神の状態であり、既存するものの進歩、あるいは不断の改善をめざす精神状態である。それは新しい技術と新しい方法を応用しようとする不断の努力であり、人間の進歩に対する信念である。」

生産性運動を資本主義という時代の倫理、すなわち宗教とする。宗教は支配者のイデオロギーとしてあらわれる。正義・公正・友愛なるからつばの協調思想である。だ

から、「多様なステークホルダーと対話・協働」が運動の基調とされる。ステークホルダーの構成員は資本家、株主、労働者等であるから、「みんな仲良く協力して」が考え方となる。

ちなみに、連合大会方針には労働者、団結の言葉は一つもない。労働者に対置されるのは「働く者」、団結には「連帯」である。連合指導部―その中心はJC、UAゼンセン、電力総連等―は、30年の年月をかけ、階級闘争の考え方の芽を抜いた。

「不条理」と搾取

その第一歩が、連合が高く評価する2003年の外部有識者による連合評価委員会「最終報告」であった。最終報告は「不条理に對して闘う」と強調した。資本のもうけ、利潤は不条理というムキダシの強制、暴力によっても追加される。しかし、根本には搾取がある、労働者への「搾取」が利潤を生む。搾取という言葉をも、「不条理」という情感に訴える言葉に変えた。

「中に入って連合を変える」とした旧総評系の組合は、だまされた。たたかう労働運動―階級的労働運動、つまり労働者を階級へ形成する運動、もつといえれば労働者一人ひとりに階級対立を自覚させ、意識を高める労働運動―に全力をつくした活動家も例外ではなかった。ぼくは社会主義者、あるいはわが党は社会主義政党という活動家が、ベーシック・インカムやMMCとかの空想に酔っ払い、己を見失っている。

賃金とは労働力の価格、労働者とは労働力を全部あるいは一部でも売る人、資本に剰余価値を与える人である。労働力は価値であり、その使用価値が労働だ。だから、労働者は労働力を売るのであり、労働を売っているのではない。

連合の20年春季生活闘争基本構想(案)は、労働者階級にとって、根本的なこの問題にまで踏み込んだ。「賃金は労働の対価であると同時に、経済や社会基盤を支える財源でもある」と。

以上が、連合の運動方針、春闘構想(本誌No.1300前号参照)の要点である。

自分の肩に頭をのせる

全国から仲間が報告を寄せてくれる。連合大会を報じた記事があった。報告者は組合機関紙の記事を見て感想を述べたのだろうが、こうである。

「冒頭挨拶で神津会長は富を生み出し、それを分かち合うことができ、安心社会の構築につながっていくことのできるのが労働組合、改めて声を大にして叫びたい。労働組合こそが世界を救う。私たち連合はその先頭に立たなければならない」とのべられました。そして、新たな役員の就任挨拶でも神津会長は「私たち自身が力をつけて前に進まなければならない。このままの日本では破綻してしまう。私たちが未来を開けるために、誠心誠意、前に向かっていくことを誓う」と決意が述べられました。並々ならぬ決意を感じられるし、私たち自身がどう運動を拡げていくのが問われているといえます。」

この報告者の組合は、組合員に真正面から向き合っていないと思われる。そんな組合を束(たば)ねるのが神津さん。神津さんに期待し、「運動を拡げれ」ばどうなるか。資本の奴隷となるだけである。

(滝野 忠)

憲法第二十五条と資本家の基本的人権

― 混迷の度を深める「普遍主義」(二の1) ―

六、資本家（搾取をする者）に人権はあるか

次に、われわれが先に検討対象として挙げた第二点目を検討しよう。

第二点目というのは、金持ちと貧乏人とを区別しない「普遍主義」的な社会保障政策は、憲法が「個人」を尊重し「基本的人権」を「すべて」の国民に保障していることに基づく当然の帰結であって、共産党・社民党・日弁連とも一致した考え方である、したがって、「普遍主義」を否定することは、立憲主義そのものに反することであり、また各団体との共闘を困難にすることもある、という主張（反対派への反論）である。これら主張により、「反対派」は、憲法を理解できず、共闘を破壊する反立憲主義者に仕立てあげられているわけである。

こうした執行部の主張に煽られ、党员の中には「憲法第二十五条をはじめとする基本的人権は、性別や職業などの違いはもろろんのこと、所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないのです」などと断言する者まで現われた。そして執行部とはいえば、これを持ち上げ、さらに煽り立てる。千葉氏は、「社会保障制度の原則」は「誰でも、社会の構成員なら対象になる」という「普遍主義の原則」であるとのたまひ、加藤晋介副委員長にいたっては『「普遍主義」は、私は当たり前と思っています。二十五条一項に『生存権』があります。・・・生存権というのは人権です。資本家に人権がないというのは、建前としても言えない。・・・権利である以上、資本家も外すわけにはいかない』（先の党大会の集約答弁）とまで言い出す始末である。

また、これら論者たち（以下「論者たち」と略記）によると、共産党・社民党・日弁連も同じ考えであるというのである。加藤副委員長は「日弁連も共産党も同じような考え方に立つ」と大声を張り上げ、他の論者たちもまたこれに雷同しながら、日弁連の決議やら基調報告やらからいろいろと紹介を試みつつ、「共産党や社民党、日弁連などは普遍主義的政策を掲げています」と論を展開する。

周知のように、加藤副委員長は弁護士という法律の専門家でもある。こうした専門家や日弁連が言っているとすると、いかにももつともらしく聞こえてくるが、はたして本当であろうか。

七、生活保護法と憲法第二十五条

おおいなる戸惑い　まず率直に告白させていただくと、実は本稿執筆に当たり、論者たちの論を何度か読ませていただいたが、「憲法第二十五条をはじめとする基本的人権は、性別や職業などの違いはもろろんのこと、所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないのです」ということの意味（真意）がよくわからず、おおいにとまどった。

「憲法第二十五条をはじめとする基本的人権」というのは、おそらく、第二十五条から第二十八条にいたって規定されている「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労

働基本権」といったいわゆる社会権のことだろう。このうちの後ろ二つについては「性別や職業などの違い」や「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけない」ということはわかる。わからないのは最初の「生存権」の保障にあたって「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か」で「差別や制限」をしてはいけない、ということころなのである。

生活保護法の規定 たとえば、論者たちもご存知のことと思うが**生活保護法**という法律があり、その**第一条**は次のようになっていいる。すなわち、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

素直に読めばわかるように、ここで「**憲法第二十五条に規定する理念に基き**」保護すべき対象とされている「**国民**」というのは、「**生活に困窮するすべての国民**」であって、論者たちがいうような、**金持ちも貧乏人も含めた「すべての国民」ではない**。ここには明らかに「**所得や財産が多いか少ないか**」を「**理由**」にした「**差別や制限**」があり、「**給付を受ける権利**」における**不平等**がある。

生活保護法は憲法違反? とすると、論者たちの憲法論によれば、生活保護法自体が明白な違憲ということになる。論者たちは生活保護法廃止闘争(ないしは第一条改正闘争)に決起しなければならぬだろうし、論者たちが「同じような考え方に立つ」としているところの共産党・社民党(論者たちも含めた旧社会党)・日弁連もまた、裁判闘争も含めた廃止(ないしは第一条改正)運動を展開してきたはずである。しかし法施行以来七〇年になるうかという現在にいたるまで、そのような話は聞いたこともない。

八、生活保護法をめぐる闘い

朝日訴訟 生活保護をめぐることは、さまざまな裁判闘争が展開されてきた。はじまりは「朝日訴訟」(一九五七年〜六七年)である。これは、厚生大臣の定める**保護基準(最低生活費)**が憲法の保障する「**健康で文化的な最低限度の生活**」を満たしておらず、**違憲**であるとして争った闘いである。原告の朝日茂氏は共産党員であったが、**社会党・共産党・総評などの各団体が結集して「朝日訴訟中央対策委員会」**が組織され、全面的な支援体制がとられた。地裁では勝利し、高裁と最高裁では敗れたが、多くの人に勇気を与えた闘いであった。その後も**保護基準**をめぐることは、**老齢加算**や**母子加算**の廃止に関する裁判闘争が展開され、その過程では、**母子加算の廃止措置を撤回させたり**もした。また、二〇一三年以降のかつてない率での**保護基準(最低生活費)**の切り下げに対しては、全国各地で一〇〇〇人近くの原告が**違憲訴訟**を提起して闘っている。

また、「働けるはずだ」と決めつけて**保護の申請**を受理しないと、**保護費**を切り詰めて貯めたわずかばかりの貯金を**収入認定**して**保護費**を減らすとか、**身体障害者**が**通院**のために使用していた**自動車**を**処分**するよう指導し、それに従わなかったことを理由に**保護を廃止**するとか、こうした**申請権・受給権の侵害**に対しても**数多くの裁判**が提起され、そのうちの**少なくない事案**が勝利した。そして**厚生労働省**も、**実施要領**等

を変更せざるを得ないように追い込まれたのである。

これらはおしなべて、生活保護基準（最低生活費）が人間としての「必要」を満たすものとはなっていないことや、保護を「必要」とする人々が受ける権利を侵害されて受けられないでいることを、憲法第二五条違反として争ったものであって、論者たちには残念である。生活保護法第一条が保護の対象者を「生活に困窮する」国民に限定し、金持ちには道を閉ざしていることを取り上げて、これを憲法二五条違反として争ったものではまったくない。

日弁連の主張 では日弁連はどうだったであろうか。日弁連は二〇〇八年に「生活保護法改正要綱案」を発表し、また、二〇一九年にはそれを若干補正した「改訂版」を発表している。それらの内容を要約的に列挙してみれば、法律の名称を「生活保障法」に変更して生活保護への誤解やステイグマ（恥辱感）をなくすこと、保護を申請させまいとする「水際作戦」を不可能にするために「申請権を侵害してはならない」ことを明記すること、保護開始決定前における扶養義務者への通知義務付け等を削除すること、保護の基準（最低生活費等）は厚生労働大臣が定めるのではなく国会で定めるようにして民主的コントロールを確立すること、収入が保護基準（最低生活費）の一・三倍未満であれば、資産がどれだけあるかを問うことなく、教育・住宅・医療・生業に限定した形ではあるが支援を行なうようにして、ワーキングプアが利用しやすく自立しやすい生活保護とすること、生活保護の捕捉率（要件該当者のうちどれだけを受給できているか）を定期的に調査・公表してその向上に努力すること、ケースワーカーの増員と専門性の確保、費用の全額国庫負担などである。

いずれも大変重要な提言であるが、これらの内容は、すべて、生活保護を「必要」とするようになったときには誰もがきちんとした内容の保護を受けられることを権利として確立していこうとするものである。そして、この日弁連の「生活保護法改正要綱案」のどこを探しても、論者たちにはまたしても残念なことではあるが、同法第一条が保護の対象者を「生活に困窮する」者に限定していることを憲法第二五条違反として問題視するような文言はないし、これを「すべての国民」に改正して普遍主義的な社会保障給付制度に転換していくことを提言するような文言も一切ない。緊急の提言としてはもちろんのこと、将来的な方向性の提言としても一切ない。

九、生活保護法第一条と資本家

話を戻そう。金持ちに対して「給付を受ける権利」を制限する生活保護法第一条は、資本家階級の基本的な人権を侵害するのだろうか。侵害するとして、いかなる権利をどのように侵害するのだろうか。

「給付を受ける権利」はつきりさせておきたいのは、ついこの前までは資本家階級であったとしても、資本家どうしの戦いに敗れてすべての財産を失い、収入の途をも断たれてしまったというのであれば、当然にも生活保護を受ける権利を有する、ということである。「てめえ、かつては資本家だったじゃねえか」という理由で差別することは許されない。基本的な人権が保障されているとはそういうことである。憲法第十四

条第一項が規定するとおり、「すべて国民は、法の下に平等」なのであって「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」によって「差別されない」のである。この第一四条は「包括的人権」といわれるものであり、あらゆる人権の基礎にあるものである。

だが資本家階級のままで、すなわち搾取を基礎に有り余る財産と収入を所持したままで、生活保護を受けることはできない。また、できないからといって基本的人権（生存権）が侵害されたことになるものでもまったくない。

考えてみれば、およそ社会保障とはこのようなものである。つまり、「すべての国民」が、「必要」とするときに「必要」な保障を「必要」な範囲で受けられる権利を有し、国にはそれを保障する義務がある、ということである。憲法第二五条が定めていることもそういうことであって、それ以上でもそれ以下でもない。「必要」とする者が「必要」な保障を受けられないということがあってはならないが、「必要」としていない者に「必要」でない給付をすることまで国に義務づけるものではない。資本家階級は基本的人権を侵害されてないないのである。

B-1の主張に共通 だが論者たちの憲法論からすれば、生活保護法はあきらかに資本家階級の権利を侵害する憲法違反だということにならざるを得ない。そして実はこの立場、すなわち、生活保護法を廃止して、「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々」にかかわらず、すべての人に「平等」な給付を求めるこの主張こそ、ベーシックインカム主張そのものなのである。思い起こしていただきたいが、ベーシックインカムが提起された一昨年の大会議案では次のようになっていたのである。すなわち、「そこで、生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシック・インカム』を導入し、…金持ちにも貧乏人にも…月額一〇万円程度を給付します。」つまり、生活保護法を廃止すること、それにかえてベーシックインカムを導入することとは、同じコインの表と裏の関係にあるのである。

論者たちは「ベーシックインカムは研究課題」で逃げ切ろうとしているようだけれど、イロハのイの憲法論においていともあっさり馬脚を現わされてしまったので、書く方としてはおおいにとまどってしまったわけである。

「普遍主義」そして綱領の中期政策 本当はもう、ここで話をおしまいにしてもよいのだけれど、それではあまりにも論者たちに失礼なので、今しばらくその議論につき合って検討を行なってみよう。その際、おそらく論者たちは次のようなことを言いたかったのであろうと推測させていたうえて進めたい。すなわち、当面、「最低保障年金」や「子ども手当」について、対象者の所得制限なしに一律に同額を支給するようにし、また、医療・保育・教育などの無償化についても所得制限なしで実施する必要がある、これら普遍主義的政策は、憲法第二五条をはじめとした基本的人権の当然の要請であり、また党の中期政策とも合致するものであって、共産党・社民党・日弁連とも一致した考え方である、これら支給や無償化に当たって所得制限を設けることは憲法違反であり、党の方針にも反し、共闘関係をも困難にするものである、云々。

以下、まず日弁連、そして共産党・社民党が、論者たちのいう意味での普遍主義を共有するものであるかどうかを検討しながら、論者の主張全体を検討していこう。

日弁連は「普遍主義者」か？

― 混迷の度を深める「普遍主義」(二の二) ―

十、「必要」とする人はだれもがもれなく

論者たちは、日弁連が「普遍主義」ないしは「普遍的」という文言を使っている二つばかりの「基調報告」やら「決議」を持ち出して、断片的な引用を行ない、「俺たちと同じだ」という。だが、以下見るように、これらで使われている「普遍主義」という文言は、論者たちのような意味で言われているものではない。論者たちが省略してしまっている部分については復元しながら、見てみよう。

たとえば、日弁連の「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指す決議」(二〇一三年)である。そこに「社会保険中心主義から転換した税財源による普遍主義に基づく医療・年金・介護」という文言がある。これは何のことであろうか。

ここでいう「普遍主義」は「社会保険中心主義」の対抗概念として言われているものである。どうということかという点、社会保険も「保険」である以上は「納付」と「給付」がリンクする。「納付」に応じてしか「給付」は受けられないのだ。国民健康保険であれば、滞納が一年を超えると保険証が取り上げられ、窓口では全額負担を強いられる。国民健康保険料を滞納している世帯は全国平均で一四・五%、うち保険証を取り上げられた世帯は全体の〇・九%、約一七万世帯に上る。国民年金も同様だ。未納があればその分将来の給付が減らされるし、六五歳前に障害を負ったときに受け取れる障害基礎年金が受け取れない可能性もある。滞納率は三一・九%だ。介護保険についても同じようなことが言える。滞納が一年を超えると、介護サービスを利用する際に全額負担を強いられる。滞納率は、さすがに賃金や年金からの天引き分に限ればゼロだが、普通徴収分を見ると一一・八%となっている。(数値は「平成二九年度国民健康保険(市町村)の財政状況等について」「平成三〇年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」「平成二九年度介護保険事業状況報告書」による。いずれも作成は厚生労働省。)

つまり、ここで日弁連が主張しているのは、「医療・年金・介護」については、保険料を納めた人だけではなく「必要」とする人の誰もかもれなく「普遍的」に受けることができるように、税を財源とした制度に改めなければならない、ということなのである。そういう意味での「普遍主義」なのである。もう一度この文言が含まれている「決議」の表題を見ていただきたい。「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指す決議」である。資本金にも人権があるなどという「普遍主義」ではないのである。

十一、「必要」としている人々にもれなく「普遍的」に

また、日弁連の「二〇一一年人権擁護大会」におけるシンポジウムの「基調報告」にも「普遍的」という文言が出て来る。この基調報告では、「生涯にわたる、もれのない人間らしい生存を確保し得る所得保障」と題して、人間らしい生存を確保し得るに足る最低賃金、失業中の所得保障、家族関係手当、最低保障年金、障がい者への年金、低所得世帯への家賃補助、などといったもろもろの「所得保障制度」が列挙されたう

えて、最後に次のような言い方がされている。すなわち、「さらに、生活扶助（我が国の場合は、生活保護の生活扶助）は、その他の所得保障制度の対象とはならない場合の所得保障として、あるいは、稼働収入や他の所得保障制度の補完的な所得保障として、ステイグマのない普遍的な制度として機能することが求められる。」

最後の方で「普遍的」という文言が出て来るが、まずはこの文言が生活保護制度について言われているということを確認していただきたい。（論者たちの断片的な引用の中ではこのことは伏せられている。）あわせて、この生活保護制度については、すでに日弁連はこの時点で前出「生活保護法改正要綱案」を発表しているということ、そしてその内容はといえば、生活に困窮する人も shouldn't 人も「すべての国民」が受けられるようにしようなどというものではまったくない、「生活に困窮する」にいたった場合には誰もがステイグマをいなくことなく生活保護を受けられることを権利として確立していこうというものであったこと、こうしたことを想起していただきたい。

つまり日弁連がここで言おうとしているのは、生活保護制度というのは、低所得世帯に対する家賃補助も含むもろもろの所得保障制度をもってしてもなお捕捉しきれない部分を補完する最後の砦であり、保障が必要となった人をもれなく「普遍的」にカバーするものでなければならぬ、ということなのである。

総じて言えることであるが、日弁連にあつては、およそ社会保障制度というものは保障を必要としているすべての人を誰一人としておぼろげなくカバーするものでなければならぬという文脈のなかで、「普遍的」という言葉を使っているということである。論者たちのように、「金持ちも貧乏人も差別なく」などという意味で「普遍的」と言っているのではけつしてないのである。今しがたの「基調報告」の中には「社会保障制度は、誰もが普遍的に享受できるものである」という文言もあるが、これも当然、必要な時には「誰でも」という意味であつて、必要があるうがなかるうが「誰でも」などという意味ではまったくない。

十二、子は親と独立した一人の人格

ただ一点だけ補足しておく、日弁連は、子どもについては論者たちと一見やや近い議論をする。たとえば今の「基調報告」の中では、「保育・幼児教育については・・・・利用料の応能負担を維持するだけでなく、その無償化を目指し」とし、さらには「子育て世帯に対する所得保障としては、収入の多寡を問わない普遍的な子ども手当制度を維持発展させる」、あるいはまた「子どもの保育や教育に関する普遍的な施策を拡充する」といった提言を行なっている。

背景にある考え方は、ひとつは、子どもを親とは独立した一人の人格としてその権利を認めよう、という考え方である。たとえ親の所属階級等がどうであろうとも子どもはそれとは別な人格であり、「将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させること」を「生来的権利」とする主体である、ということである。（第二次教科書訴訟における東京地裁判決参照。）

もうひとつは、国連の「児童の権利に関する条約」を批准（一九九四年）したこととの関連で、「国」は「児童の養育及び発達」の「第一義的な責任」を負う「父母」等

に対して「適当な援助を与えるものとする」ことが明確化されたことである。これは「国」の父母に対する責任であるとともに「児童」に対する責任でもある。

このように、子育て支援関係の給付ないし無償化は、親への援助の形をとるが、親とは独立した人格である子どもへの援助という性格をあわせ持つのである。一般に、教育の無償化や児童の医療費の無償化、さらには幼保無償化(ゆがんだ形ではあるが)が、税制の不公平をそのままにした状態でも比較的進みやすいというのは、こうした背景もあると言えるだろう。そして、日弁連が子育て支援分野において、「無償化」ないしは「所得制限のない手当給付」を提言するときは、その趣旨は、子ども自身の権利に主眼を置いたものであることは明らかである。

したがってまた、子育て支援関係において日弁連が「全面無償化」ないしは「所得制限のない手当給付」を提言したからといって、それ以外の分野における金銭給付等については、同様の主張を「普遍主義」という言葉に込めて行なっているとは言えないのである。そのことは、ここまで見てきたことから明らかであろう。

(つづく 佐々木一雄)

◇ 読者からのおたより ◇

『地底の歌』 津田沼での『地底の歌』の練習を聴いて：とありましたので、ユーチューブで拝聴。伴奏はピアノかアコーディオンとシンプルな男性合唱、アレンジバージョンもある様です。

歌詞の中に、「祈りにも似た『ご安全に』と妻から夫に手渡す 弁当の件、いつも『死』と隣り合わせの炭鉱労働者。あと、スクラムを捨てた仲間憎まず真実の敵打ち砕く 自信に満ちた 戦いの手を差しのべよう 俺たちは栄えある三池炭鉱労働者 弾圧を恐れぬ敵の心真実の敵打ち砕く 勇気に満ちた闘いで 平和の砦かためようかためよう」。心を打たれ(涙)ました。1962年、38歳の若さで胃癌で亡くなった 作詞作曲者の荒木栄氏。彼の意志 意想は沖縄返還運動・砂川闘争・教員の勤務評定反対闘争の「子供を守る歌」にも顕れていると。とても良い歌を知る事が出来ました。

* 霜月の 真昼の天空(そら)は 澄みわたる 青空ひろく 涯まで続き (東京 兼子千栄子)

三度目の「地底」演奏 今回は、頁を割さいて(No.1300号の読者欄に)掲載いただき感謝です。今後とも貴誌のご発展を祈ります。私は、資本主義の発展期に、社青同の青年文化センターで、「地底」を演奏して以来、灰原さんを送る会に二度目と、今回で三度目の資本主義の終末期に、また「地底」を演奏出来ることを大変幸せに思っています。いよいよ「資本論」にあるように、資本主義の、生産と消費が極端に成った時代を迎え、この経済状況自身が多くの大衆の意識を変化させ、パラダイムの変換の時代を迎えると、マルクスの唯物史観は教えています。こうした素晴らしい時代を、多くの労働者達と共に、肩を組んで進んでいきます。(合唱指導&京成吹奏楽団 鈴木賢二)

80の手習い シニア大学で俳句の会に入り(入会、鉛筆一本でという不遜な気持ちで入った)

金子兜太に出会い、聞けば国労の選者であり、岩井事務所へも。樋口君に聞いて、一句

* コスモスの揺れる むこうに 兜太かな

投稿、明日の友社 佳作に入りビックリ。80の手習い、笑ってください。私もまさか笑えます。長野在住三年が過ぎ、元気で当年83歳 近況報告です。(菅原須摩子)

向坂先生 本格的訳業 昨日は和氣先生のお手伝いで、戦前のマル・エン全集からの「『経済学批判』序文」の引用箇所(いわゆる唯物史観の公式)を、向坂訳の新潮社版選集のそれと、入れ替える作業をしました。作業に当たり、これを何回か読みなおしました。向坂先生は、戦前から多くの訳

業に携われましたが、最後にされた本格的訳業は、この選集版の『経済学批判』ということでした。

新潮社版と戦前の改造社全集版、現在の岩波文庫版、国民文庫版、大月書店全集版、等々と読み比べ、気が付いたことがあります。自分としては「理解」が深まったつもりです。目下、われわれの暮らす社会は、「ブルジョア社会」でありますが、多くの方は、特に市民運動をしている方々は「市民社会」と呼び、社会に矛盾は感じてなんとかしようとしているわけですが、「市民社会」を肯定的に考え、このなかでの改革すなわち改良をめざしているのであって、そうした意味で「社会変革」＝「社会主義革命」を目指しているわけではないように感ずるのですが、新潮社版の向坂訳を読んでみると、これに対する我々の側からの説明ができると思いました。

こうした点も、市民革命であるフランス大革命から230年の今年、1789年の大革命（『宣言』にも触れられています。）を再考してみたい気持ちでいっぱいです。…、が、今はその時間がありません。「自由、平等、友愛」のフランス大革命の、その中身の研究ということが求められていると思います。戦前、河合栄治郎と向坂・大森の間での「自由主義論争」を、目下の「仕事」を遂行する上で勉強する必要に迫られ、少しく勉強しています。

（信州松本 中澤秀行）

姫路から関電本店までリレーデモ スタート 昨日は、デモには抜群の快晴のもと「姫路〜関電本店ルート」初日が始まりました。10時きっかりに集会を始め、司会・主催のあいさつ後、姫路市会議員の姫路市共産党市議谷川まゆみさんから激励あいさつを受けた。その後、若狭の原発を考える会木原壯林さんから、わずか8分ほどでしたが、「40年を過ぎるような原発は、内部は、放射線などで、削られ脆弱して危険極まりない、絶対に老朽原発をうごかしてはならない。私たちが運動を続ければ若狭湾の原発は必ず廃炉まで行ける」旨の提起を受けました。その後、11キロ先のゴールJR曾根駅目指し、歩き始めた。以下、参加者からの行進中の感じたことなどを集めた。

「信号待ちで止まっている車に手を振ると向こうの方から手を振ってくれた車が2〜3台あった」「生コンミキサー運転手が手を振ってくれた」「若いスポーツカーの男性2人が信号待ちの時手を振ってくれたのは元気が出た」「バスの乗客も昼間で少しいましたが、じつと様子を見ていた」など、大半が「それなりに理解してくれている」感じと言っていました。今日の参加者は、46名でした。明日も続く、完結目指して頑張ろう。

（脱原発はりまアクション 菅野逸雄）

防衛費の増大よりも防災に 台風19号は全国に大きな被害を及ぼしました。被災された皆さまに重ねてお見舞い申しあげます。長野県の被災状況はテレビ等でおおきく報じられていますが、ここへ来て我が家のりんごも枝ズレ、打撲傷が目立ってきました。いよいよ15日から収穫開始です。

改めて防衛費の増大よりも防災にお金を注ぐべきです。今回の思い出の郵便ポストNo.160（2019年11月15日）は、長野県小海町松原高札バス停横の丸型郵便ポストです。（長野 山浦隆芳）**故灰原茂雄さんからの手紙（速達）** 全道庁労連十勝総支部の「平和学習会」報告、遅れています。レジメのとおりです。鉄道退職者の会新得支部総会の会報送ります。会員が少なくなっています。資料を整理していたら、故灰原茂雄さんからの手紙（速達）を発見、改めて見ました。1988年4月21日と4月27日付で直筆です。国鉄闘争の総括に関わる手紙だと思っています。手紙を分かるようにしたいと思っています。

（北海道新得 佐野周二）

北海道の秋最大イベント 北海道の秋の最大イベント「食べマルシェ・オータムフェスに出店」

9月14日〜15日の3日間、旭川で道北最大イベント食べマルシェが開催されました。観光協会の方々と共に蕎麦の里で音威子府名物のそば・羊羹の販売を行いました。3日間で延べ2500人のお客様において頂き、用意した蕎麦・羊羹を完売することが出来ました。主催者によると食べマルシェ期間中に会場に来店された方は、100万人を超えたそうです。

『e.c.oおといねつ通信』2019（冬号）